

項目	問題点	指導内容・補足説明			
介護職員	サービス提供時間帯に、介護職員（利用定員が10人以下の場合は、介護職員又は看護職員。右欄も同じ。）が配置されていない時間帯があった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護職員については、単位ごとに、サービス提供時間中は、常時1人以上の配置が必要とされている。</li> <li>・ 介護職員の基本的な配置要件は次のとおりで、①及び②のいずれの要件も満たす必要がある。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 単位ごとに、サービス提供時間数に応じて、次の「確保すべき介護職員の勤務延べ時間数の計算式」により算出した勤務延べ時間数での配置                 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>例1) ある日の利用者数が 18人、その日のサービス提供時間数の平均が 7時間 とすると、</li> <li>▶ その日に配置すべき介護職員の勤務延べ時間数は、  <math display="block">\{(18-15) \div 5 + 1\} \times 7 = 11.2 \text{時間}</math> となる。</li> <li>例2) ある日の利用者数が 15人、その日のサービス提供時間数の平均が 6時間 とすると</li> <li>▶ その日に配置すべき介護職員の勤務延べ時間数は、その日のサービス提供時間数の平均の 6時間 となる。</li> </ul> </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">                     利用者数16人以上はこちらの計算                       利用者数15人まではこちらの計算                 </td> </tr> </table> </li> <li>② 単位ごとに、サービス提供時間中は、常時1人以上の配置</li> </ul> </li> <li>・ 介護職員の配置が、1か月単位で配置基準を満たさない場合には、人員基準欠如減算が適用となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例1) ある日の利用者数が 18人、その日のサービス提供時間数の平均が 7時間 とすると、</li> <li>▶ その日に配置すべき介護職員の勤務延べ時間数は、  <math display="block">\{(18-15) \div 5 + 1\} \times 7 = 11.2 \text{時間}</math> となる。</li> <li>例2) ある日の利用者数が 15人、その日のサービス提供時間数の平均が 6時間 とすると</li> <li>▶ その日に配置すべき介護職員の勤務延べ時間数は、その日のサービス提供時間数の平均の 6時間 となる。</li> </ul>	}	利用者数16人以上はこちらの計算  利用者数15人まではこちらの計算
<ul style="list-style-type: none"> <li>例1) ある日の利用者数が 18人、その日のサービス提供時間数の平均が 7時間 とすると、</li> <li>▶ その日に配置すべき介護職員の勤務延べ時間数は、  <math display="block">\{(18-15) \div 5 + 1\} \times 7 = 11.2 \text{時間}</math> となる。</li> <li>例2) ある日の利用者数が 15人、その日のサービス提供時間数の平均が 6時間 とすると</li> <li>▶ その日に配置すべき介護職員の勤務延べ時間数は、その日のサービス提供時間数の平均の 6時間 となる。</li> </ul>	}	利用者数16人以上はこちらの計算  利用者数15人まではこちらの計算			
生活相談員	サービス提供時間帯に、生活相談員が配置されていない時間帯があった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活相談員の配置については、サービス提供日ごとに、生活相談員として専従する「勤務延べ時間数」が、「事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）」のサービス提供時間数以上となるように配置する必要がある。</li> <li>・ 生活相談員が事業所の他の職務を兼務している場合には、上記の「勤務延べ時間数」には、兼務している職務に従事している時間を除き、生活相談員としての勤務時間だけを算入することになる。</li> <li>・ この確保すべき「勤務延べ時間数」には、「サービス担当者会議等に参加するための時間」や「利用者宅を訪問し、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」などを含めることが可能とされている。</li> </ul>			
介護職員 生活相談員	(補足)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確保すべき「勤務延べ時間数」には、労働基準法で規定する休憩時間（労働時間が6時間を超える場合は少くとも45分、8時間を超える場合は少くとも1時間）は含めて差し支えないとされている。（療養通所介護を除く通所介護に限って認められるもの）</li> <li>・ 詳しくは、「人員配置の適否・人員基準欠如減算の確認方法」を参照のこと。              ホーム &gt; 福祉・健康 &gt; 高齢者福祉 &gt; 介護保険事業者の皆さまへ              &gt; 介護サービス事業者に対する集団指導（講習会）の実施について  <a href="http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/60,84015,160,1324.html">http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/60,84015,160,1324.html</a>              「令和元年度の集団指導での主な配布資料」に掲載           </li> </ul>			

項目	問題点	指導内容・補足説明
食堂及び機能訓練室	食堂及び機能訓練室として届け出た区画以外でも、機能訓練を行っていた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定申請時に届け出た食堂及び機能訓練室以外の区画で、機能訓練を行うのは適切ではない。</li> <li>・ 食堂及び機能訓練室としての区画を変更するのであれば、設備基準に適合することを確認した上で、専用区画等の変更届を市（長寿応援課）に提出する必要がある。</li> </ul>
運営規程	重要事項説明書に、利用者から支払いを受ける「その他の日常生活費」について記載されているが、運営規程に記載されていないものがあった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者から支払いを受けることが認められる「その他の日常生活費」（歯ブラシ、シャンプー、タオル等の費用）の便宜（内容）・金額については、重要事項説明書に記載するとともに、運営規程にも定めておかなければならない。 また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所の見やすい場所への掲示も必要である。</li> <li>・ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜（内容）は、利用者又はその家族等の「自由な選択」に基づき、事業者がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る費用であるため、利用者又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないとされている。</li> <li>・ 「その他の日常生活費」の便宜を、全ての利用者一律に提供し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないので留意されたい。</li> <li>・ 詳しくは、「自主点検シート 第4 12 利用料等の受領 4）」を参照のこと。</li> </ul>
重要事項説明書	「提供するサービスの第三者評価の実施状況」が記載されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度の改定で、「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」についても、重要事項説明書への記載が必要となっている。 第三者評価を実施していない場合であっても、その旨（「提供するサービスの第三者評価の実施状況 無」等）を記載する必要がある。</li> </ul> <p>(参考)</p> <p>「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」（平成30年3月26日厚生労働省通知）</p> <p>「介護事業所は、・・・（福祉サービス第三者評価事業について）一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえると、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要がある。</p> <p>このため、・・・サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、・・・説明するものとした」</p>
契約書	事業種別について、「地域密着型通所介護」に移行前の「通所介護」と記載した契約書を使用していた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員18人以下の「通所介護」は、平成28年から「地域密着型通所介護」に移行しているため、事業種別については正しく表記する必要がある。</li> </ul>

項目	問題点	指導内容・補足説明
第1号通所事業の事業種別名	運営規程や重要事項説明書、契約書において、事業種別を「介護予防通所介護」と記載していた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「介護予防通所介護」は、現行では、第1号通所事業での「介護予防通所介護相当サービス」であるため、事業種別については正しく表記する必要がある。</li> </ul>
医療費控除の対象となる利用者の領収書の記載	医療費控除の対象とならない利用者も含めて、全ての利用者の領収書に「医療費控除の額」等を記載していた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費控除の対象となる一定のサービス（訪問看護や訪問リハ、通所リハなど）を利用している利用者が、併せて地域密着型通所介護（第1号通所事業を含む）を利用している場合に、当該事業に係る自己負担額についても医療費控除の対象となるものであり、該当する利用者の領収書についてのみ、「医療費控除の額」と「居宅介護支援事業者等の名称」を記載する必要がある。</li> <li>詳しくは、「自主点検シート 第4 12 利用料等の受領 8）」を参照のこと。</li> </ul>
送迎車の運行管理	送迎車の運行記録に、利用者の氏名等が記載されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営基準には規定されていないが、安全確保の観点から、送迎車の運行記録簿に、運転者・介助者・乗車した利用者の氏名、送迎時間（迎への事業所到着時刻、送りの事業所発車時刻）などを記録するのが望ましい。 （県福祉監査課の「実地指導における主な指導事項に関するQ&amp;A 介護保険・居宅サービス事業所令和2年4月」のp16にも記載されている。）</li> </ul>

※ 「実地指導での主な指導事項（平成30年度・令和元年度）【介護サービス事業（共通）】」も、参照のこと。